

# 淡路島付近を震源とする地震(平成 25 年 4 月 13 日)への 「九州・山口 9 県被災地支援対策本部」の対応について

4 月 13 日に発生した淡路島付近を震源とする地震に際しては、「関西広域連合と九州地方知事会との災害時の相互応援に関する協定」に基づき、迅速に九州・山口 9 県被災地支援対策本部を中心に、九州各県との連絡体制を確立するとともに、被害状況の収集等にあたった。

## 1 地震の概要

- (1) 発生日時 平成 25 年 4 月 13 日(土) 5:33 頃
- (2) 震央／震源の深さ／規模 兵庫県淡路島付近／15k m／マグニチュード 6.3
- (3) 各地の震度（震度 5 弱以上）
  - 震度 6 弱 兵庫県淡路市
  - 震度 5 強 兵庫県南あわじ市
  - 震度 5 弱 大阪府岬町、兵庫県洲本市、徳島県鳴門市、香川県東かがわ市、小豆島町

## 2 被害の状況（平成 25 年 5 月 14 日付け消防庁災害対策本部発表）

- (1) 人的被害 死者 0 人、重傷者 9 人、軽傷者 25 人
- (2) 建物被害 全壊 6 棟、半壊 66 棟、一部破損 8,000 棟、非住家半壊 11 棟  
※災害救助法の適用（例・人口 5,000 人未満の市で住家全壊 30 棟以上）なし
- (3) ライフライン被害 水道管の破断等により断水 95 件発生（全て復旧）

## 3 九州・山口 9 県被災地支援対策本部の対応

- (1) 災害発生時の情報収集の基準
  - ア ブロック（九州・山口 9 県）内（関西広域連合内の場合もこれに準じる）
    - ①震度 5 強以上の地震の発生、②大津波警報の発表、③各県に災害対策本部が設置された場合、④その他本部長（九州地方知事会長）が必要と認める場合
  - イ ブロック外
    - ①震度 6 弱以上の地震の発生、②大津波警報の発表、③その他本部長（九州地方知事会長）が必要と認める場合

### (2) 対応状況

4 月 13 日(土)
( 5:33 兵庫県災害対策本部 設置)
5:45 九州・山口 9 県被災地支援対策本部事務局員を招集
6:10 関西広域連合へ支援窓口の開設を伝達
6:45 関西広域連合災害対策準備室設置
7:03 九州各県防災担当課との連絡体制を確認
7:10 関西広域連合に被害状況を確認「大きな被害は確認されていない」
8:21 関西広域連合から被害・対応状況第一報(6:30 現在)を受理
8:33 被害・対応状況第一報(6:30 現在)を九州各県へ F A X 送信
～18:00 関西広域連合からの被害・対応状況報告を九州各県で共有
※甚大な被害の報告はなかったが、余震の発生等が懸念されたため、土日 2 日間にかけて連絡体制を維持し、情報収集にあたった